

平成23年度京都市職員経験者採用試験を次のとおり実施します。

平成23年9月22日

京都市人事委員会委員長 彦惣 弘

(以下別紙のとおり)

1 職種、採用予定者数及び職務内容

試験区分	職種		採用予定者数	職務内容
民間企業等 職務経験者	一般 事務職	行政	約 20 名	市役所、区役所、事業所、交通局等で一般行政事務に従事します。
	一般 技術職	土木	約 10 名	市役所、事業所等や交通局、上下水道局等で施設・設備の設計、施工管理、維持管理など職種に応じた業務に従事します。
		建築	若干名	
		電気	若干名	
機械	若干名			
青年海外協力隊 等活動経験者	一般 事務職	行政	若干名	市役所、区役所、事業所等で一般行政事務に従事します。

- * 採用予定日は平成 24 年 4 月 1 日です。
- * 若干名とは、1～3 名を意味します。
- * 採用予定者数については、事業計画等により変更することがあります。
- * 電気及び機械ではクリーンセンター等の大規模施設において、変則（交替制）勤務となる場合があります。

2 受験資格（いずれの職種も学歴は問いません）

(1) 年齢要件

試験区分	職種	受験資格
民間企業等 職務経験者	一般 事務職	昭和 27 年 4 月 2 日から昭和 60 年 4 月 1 日までに生まれた方
	一般 技術職	
青年海外協力隊 活動経験者	一般 事務職	昭和 44 年 4 月 2 日から昭和 63 年 4 月 1 日までに生まれた方

(2) 経験要件

① 民間企業等職務経験者（一般事務職・一般技術職）

平成 17 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に民間企業等における職務経験が 5 年以上ある方(平成 24 年 3 月 31 日現在)

- * 「民間企業等における職務経験」とは、会社員や団体職員、公務員、自営業者等としての職歴を指します。
- * 雇用形態は、原則として正社員(正職員)とします。ただし、その他の場合において、1 つの事業に 1 週間当たり 35 時間以上従事している場合に限り、正社員と同程度の職歴とみなします。
- * 職務経験が複数ある場合には 1 年以上継続して就業していた職務経験に限り期間を通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合には、いずれか一方のみの職歴に限りします。
- * 育児休業、休職等で休んでいた期間は含みません。
- * 最終合格決定後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書や確定申告書(自営業者の場合)等を提出していただきます。

② 青年海外協力隊等活動経験者(一般事務職)

青年海外協力隊等における活動経験が2年以上ある方(平成24年3月31日現在)

- * 「青年海外協力隊等における活動経験」には、青年海外協力隊又は日系社会青年ボランティアとして2年以上継続して独立行政法人国際協力機構(JICA)から派遣された期間が該当します。
- * 最終合格決定後、派遣期間の確認のため、JICAの発行する派遣証明書を提出していただきます。

(3) その他の要件

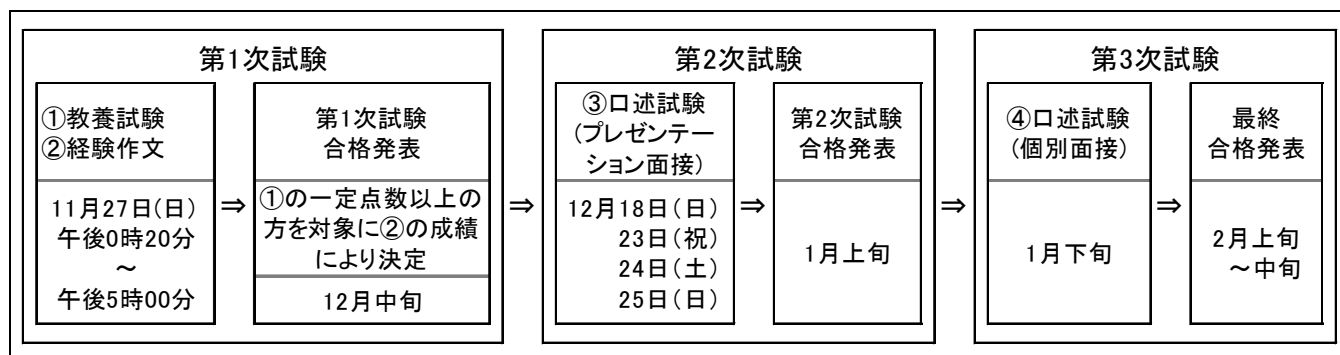
- ① 国籍は問いませんが、日本国籍を有しない方については、法令により永住が認められている方又は平成24年3月31日までに認められる見込みの方とします。
 - ※「法令により永住が認められる方」とは、「出入国管理及び難民認定法による永住者」及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者」をいいます。
- ② 申込時点において、京都市職員である方は受験できません。ただし、任期に定めのある職員及び教育公務員は除きます。
- ③ 地方公務員法第16条に該当する方は受験することができません。

3 試験の方法及び内容

全職種共通の注意事項

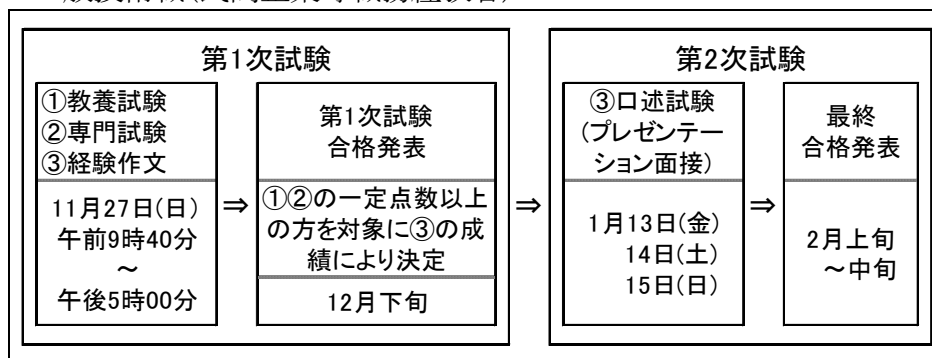
- * 第2次試験、第3次試験の合格は、その試験の結果に基づき決定し、前段階の試験結果は反映されません(リセット方式)。
- * 試験の途中段階で、欠席又は棄権をされた場合は、それ以降の試験は受験できません。
- * 次の表中の日程は変更となる場合があります。
- * 第1次試験合格後、身体に係る健康調査を行います。
- * 第1次試験の合格発表では、合格者にのみ決定通知及び第2次試験の試験案内を送付します。

(1) 一般事務職(民間企業等職務経験者、青年海外協力隊等活動経験者)



- ① 教養試験の成績が一定点数以上の方について経験作文を採点し、経験作文の成績により第1次試験の可否を決定します。
- ② 第2次試験では民間企業等での職務経験、又は青年海外協力隊等での活動経験を踏まえたプレゼンテーションを行っていただきます。

(2) 一般技術職(民間企業等職務経験者)



- ① 教養試験及び専門試験の成績が一定点数以上の方について経験作文を採点し、経験作文の成績により第1次試験の可否を決定します。
- ② 第2次試験では民間企業等での職務経験を踏まえたプレゼンテーションを行っていただきます。

4 出題分野等

- (1) 教養試験(択一式 40 問・試験時間 2 時間) <大学卒業程度>
一般知能分野及び一般知識分野からの問題(35 問), 時事に関する問題(5 問)
- (2) 専門試験(記述式・試験時間 1 時間 20 分)※一般技術職のみ実施

職種	出題分野
土木	応用力学, 水理学, 土質工学, 測量, 都市計画, 交通計画, 土木計画, 材料・施工, 道路工学, コンクリート工学
建築	構造力学, 材料学, 環境原論, 建築史, 建築構造, 建築計画, 都市計画, 建築設備, 建築施工
電気	電磁気学・電気回路, 電気計測・制御, 電気機器・電力工学, 電子工学, 情報・通信工学
機械	物理, 材料力学, 流体力学, 熱力学, 電気工学, 機械力学・制御, 機械設計, 機械材料, 機械工作

- (3) 経験作文(1200 字以内・試験時間 1 時間 30 分)
民間企業等における職務経験又は青年海外協力隊等における活動経験に関する内容を問う作文試験

- ※ 教養試験の例題と, 過去に出題した論文試験課題を当人事委員会事務局のホームページに掲載しています。
- ※ 以上の試験は, すべて活字印刷文により出題します。

5 合格発表及び試験成績開示について

- (1) 合格発表は, 市役所の掲示場(河原町御池北西角)に発表の日から 2 週間掲示します。なお, 当人事委員会事務局のホームページでも掲載します。第 2 次試験及び第 3 次試験では, 受験者全員に可否を文書で通知します。電話での可否の照会には応じられません。

- (2) 試験不合格の方で、試験成績の開示を希望される方は、あて先、受験番号、試験区分及び職種（例：経験者一般事務職）を明記した長3号の返信用封筒(80円切手貼付)を合格発表日から平成24年2月22日(水)までに、当人事委員会事務局へ提出してください(総合順位をお知らせします)。発送は2月中に行います。なお、返信用封筒を郵送で提出される場合は、送付用の封筒に「試験成績開示請求」と明記してください。

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、職種ごとに採用候補者名簿に登載され(原則として1年)、任命権者(市長、公営企業管理者交通局長、公営企業管理者上下水道局長、教育委員会)からの請求に応じ、成績順に提示され、任命権者はその中から採用者を決定します。なお、近年、合格者は本人の辞退等を除いて全員採用されています。
- (2) 最終合格者でも試験を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合は、合格を取り消します。また、最終合格後に提出していただく身体検査票等によって、傷病等により職務に支障があると認められる場合などには、採用されないことがあります。
- (3) 最終合格決定後、任命権者の人事担当課から採用についての詳細が通知されます。
- (4) 採用予定日は、平成24年4月1日です。
- (5) 日本国籍を有しない方で「永住者」又は「特別永住者」の在留資格を取得見込みの方は、平成24年3月31日までにその取得ができない場合には採用されません。

7 給 与

試験区分	採用時年齢	給与月額(地域手当含む)	
		一般事務職	一般技術職
民間企業等職務経験者 ※22歳で大学を卒業し、民間企業で正社員としての職務経験がある場合	27歳(民間企業で正社員としての職務経験5年)	235,180円	241,010円
	35歳(民間企業で正社員としての職務経験13年)	285,010円	290,180円
	45歳(民間企業で正社員としての職務経験23年)	330,770円	330,660円
青年海外協力隊等 活動経験者	24歳(活動経験2年)	206,910円	/
	35歳(活動経験2年と民間企業で正社員としての職務経験8年)	254,430円	

- * この表は、平成23年4月1日現在の初任給(地域手当含む)について示したものです。
- * 職歴などのある方については、その職歴に応じて、京都市職員としての経験年数に加算されることがあります。
- * 扶養手当、通勤手当、住居手当、ボーナス(期末手当と勤勉手当の合計額)などがそれぞれの支給条件に応じて支給されます。平成22年度のボーナス支給実績は、年間3.95箇月分です。
- * これらの給与は、民間企業従事者や国家公務員の給与水準などに基づいて変動することがあります。

- * 本市では、「京都市職員の給与の額の特例に関する条例」に基づき、基本給の部分について、平成21年12月から平成23年12月までの間、1.8%減額しています。
- * 勤務内容、勤務条件及び給与などは、任命権者によって異なる場合があります。

8 受験申込みの手続

(1) 郵送による申込み

申込手続	申込方法	別紙の申込書に必要事項を記入し、 <input type="checkbox"/> と50円切手を貼ってください。申込書を入れた封筒の表に「受験書類在中」と <input type="checkbox"/> 字で書き、 <input type="checkbox"/> 書留で送付してください。 ※申込書の記入に当たっては、記入上の注意をよく <input type="checkbox"/> んで記入してください。 ※ <input type="checkbox"/> 通郵 <input type="checkbox"/> 等で郵送した場合の事 <input type="checkbox"/> 等については、 <input type="checkbox"/> 任を <input type="checkbox"/> いません。
	申込先	京都市人事委員会事務局任用課 604 8006 京都市中京区河原町通御池下る下 <input type="checkbox"/> 町394番地 ・J・ <input type="checkbox"/> 6階
	申込期間	10月14日(<input type="checkbox"/>)～11月4日(<input type="checkbox"/>) <input type="checkbox"/> 消印有
受験票の交付	受験票は11月15日(<input type="checkbox"/>)に <input type="checkbox"/> する予定です。 試験の4日前までに受験票が <input type="checkbox"/> しない場合には、当人事委員会事務局任用課へ照会してください。	

(2) インターネットによる申込み

申込手続	申込方法	当人事委員会事務局ホームページから、「インターネット申込み」にアクセスして、詳しい手続を確認してから申し込んでください。
	申込期間	10月14日(<input type="checkbox"/>)～10月31日(月) <input type="checkbox"/> 最終日 <input type="checkbox"/> 後5時受信分まで 申込みをされてから5日以内に申請受理 <input type="checkbox"/> を送付します。その <input type="checkbox"/> が <input type="checkbox"/> かない場合は、当人事委員会事務局任用課へ照会してください。
受験票の交付	受験票が <input type="checkbox"/> ン <input type="checkbox"/> 能となったことを通知する電子 <input type="checkbox"/> を送付します。その <input type="checkbox"/> が11月18日(<input type="checkbox"/>)までに <input type="checkbox"/> かない場合には、当人事委員会事務局任用課へ照会してください。 <input type="checkbox"/> が <input type="checkbox"/> した後、受験票を <input type="checkbox"/> ン <input type="checkbox"/> してプリントアウトし、「 <input type="checkbox"/> 票・ <input type="checkbox"/> 名票」に <input type="checkbox"/> を貼り、 <input type="checkbox"/> 名をしてください。点 <input type="checkbox"/> について「受験票」と「 <input type="checkbox"/> 票・ <input type="checkbox"/> 名票」を切り離し、試験当日ど <input type="checkbox"/> らも持参してください。	

- * 身体に障害のある方で、試験当日に車いすを使用するなど受験に際して要望のある方は、申込みの際に、必ずその旨を申し出てください。
- * 申込みは、1人1つの職種に限ります。なお、申込書提出後の職種の変更は認められません。
- * 申込書記載の個人情報は、採用試験の目的以外に使用することはありません。
- * 提出された書類は返却いたしません。

9 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

「公権力の行使」及び「公の意思形成への参画」に携わる公務員については日本国籍を必要とするという「公務員に関する基本原則」に基づく任用制限により、京都市では、日本国籍を有しない方については、次の(1)以外の業務及び(2)以外の職に就いていただくこととしております。また、昇任についての考え方は(3)のとおりです。

- (1) 「公権力の行使」に該当する業務
- ① 市民の権 や自 を一方的に制限することとなる業務
 - ② 市民に し一方的に 務や 担を課すこととなる業務
 - ③ 市民に して 制力をもって 行する業務
 その他公権力の行使に該当する業務(行政立法, 準 法的権能のある行
 に係るものなど)
- 「公権力の行使」に該当する業務の 体例
- 都市計画法に基づく開発行 の 分
 - 市民 や国民健康 料の 課
 - 生活 法による の決定及び実施に関する 分
 - 建築基準法に 反している建築物に する同法に基づく 種 置命令
- (2) 「公の意思形成への参画」に該当する職
- 京都市の行政について, 企画, 立案, 決定等に関与する職であり, 体的には,
- ①ラインの課長 以上の職, ②本市の基本政 の決定(基本計画の 定, 予算の
 成, , 人事, 務管理等)に携わる係長 以上の職が該当します。
- (3) 昇任についての考え方
- 日本国籍を有しない職員についても, 「公務員に関する基本原則」に反しない
 において昇任が 能です。

上記の詳細については, 「京都市外国籍職員の任用に関する要 」等に定められていま
 す。

10 試験会場 ※公共交通機関でお してください(自動車, 自 車の り入れは しま
 す)。

- (1) 京都会場 立命 大学 シン ス (京都市北区等持 北町 56 1)
- (2) 京会場 大学 (京都 区 原 2 目 4 41)

(人事委員会事務局任用課)